

# 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和4年12月16日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男  
議員 原田 陽子 議員 小池 正夫  
議員 石川 義光 議員 關 守  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 寺門 厚 議員 木野 広宣  
議員 古川 洋一 議員 勝村 晃夫  
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛  
議員 君嶋 寿男 議員 福田耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長補佐 大内 秀幸  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄  
企画部長 大森 信之 政策企画課長 篠原 広明  
政策企画課長補佐 宇佐美智也 総務部長 渡邊 荘一  
収納課長 秋山雄一郎 収納課長補佐 植田 徹也  
市民生活部長 玉川 一雄 環境課長 綿引 稔  
環境課長補佐 荻津 厚緒 建設部長 今瀬 博之  
都市計画課長 渡邊 勝巳 都市計画課副参事 宮永 慎也  
都市計画課長補佐 金田 尚樹

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告  
…委員長報告のとおりとする
- (2) 第2次那珂市総合計画後期基本計画について  
…執行部より説明あり
- (3) 地方税統一QRコードを活用した市税の納付について  
…執行部より説明あり
- (4) 第3次那珂市環境基本計画（案）について  
…執行部より説明あり
- (5) 区域指定見直し検討調査の進捗状況について  
…執行部より説明あり

(6) 原子力安全対策常任委員会委員長報告

…市民の皆様の声を聴く会を開催する

(7) その他

- ・横手市訪問中止について
- ・1月の全員協議会について

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対応としまして、3密をできるだけ避けるために机の間隔を空けさせていただいております。また、換気のため廊下側の窓を開放して行います。

それでは、ただいまより全員協議会を開会させていただきます。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それともう一つは、皆さんもご存じだと思いますが、市長が新型コロナウイルス感染症に感染したということで、副市長が今日また、最終日の19日ということでよろしく願いしたいと思います。

今日は、会議事件としては7つありますので、慎重の中にも、またスムーズなご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、副市長が出席をしておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、全員協議会を開催していただきまして厚く御礼を申し上げます。また、本定例会におきましては、連日慎重なるご審議を賜りまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

先ほど、議長のほうからお話しありましたが、先崎市長が、14日に、新型コロナウイルス感染症感染ということで、議員の皆様方にはご心配とご迷惑をおかけしまして、心からおわび申し上げたいと思います。来週の20日まで自宅療養ということでございまして、議長からありましたように、19日の本会議も欠席で、私のほうで代理をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

体調のほうは、すこぶると言ったら恐縮ですけれども、良好ということでございまして、リモートワーク用のパソコンを自宅に持ち込みまして、メール、それから電話等で職員との連絡体制を確保しながら、市政運営には支障がないよう取り組んでいるところでございます。ご理解のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の全員協議会におきましては、報告案件4件についてご説明をさせていただきます。ご協議のほどどうぞよろしく申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、令和5年第1回定例会会期日程（案）について、ICT推進検討会についてあります。

令和5年第1回定例会会期日程（案）は、ただいまタブレットに表示されておりますとおり決定をいたしました。

次に、ICT推進検討会についてですが、こちらは木野議員にご出席をいただきまして、今後の進め方についてご説明をいただきました。この件につきましては、この後、木野議員からご報告いただくことになっております。

次に、今定例会において、一般質問の際に議場にモニターを設置し、傍聴者の方にも質問者の顔が見えるようにということで、試行的に行いましたが、議会運営委員会の中で協議をした結果、いずれにしても傍聴者から発言議員の顔が見えるということはいいこととありますし、傍聴者の方からも非常に好評だったというようなお話がございました。

なお、今後はモニターの場所については、上のほうがいいんじゃないかとかいろいろご意見ございましたけれども、予算のかかることもありますので、しばらくは現状のまま今後とも行うということで決定をいたしました。皆様からご意見がございましたら、この後、お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議員と語ろう会で出た案件についてでございますが、各常任委員会でご審議をいただきましてありがとうございました。こちらの内容につきましては、議会運営委員会で取りまとめを行いまして、広報編集委員会に議会だよりへの掲載依頼を行い、併せて議会ホームページに掲載し、市民の方に結果を公表していきたいと思ひます。

次に、茨城県市議会議長会、令和4年度第2回議員研修会につきまして、各常任委員会で出席者を互選していただきありがとうございました。明日の本会議で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 なければ、先ほど古川委員長からありましたけれども、モニターの件について議員の皆さんのご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

花島議員 提案どおりでいいと思います。上にやるという手もほかの議会なんかであるんですけども、かなりお金がかかると思うし、メンテナンスの問題がありますので、当面今のままでというか、前回やったやり方でよろしいかと思います。

議長 今、花島議員から出ましたけれども、ほかに何かありますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長の報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、ICT推進検討会、木野会長より報告を願います。

木野議員 11月14日に、オンラインで、議会ICT推進検討会を行いました。

内容としましては、小泉議員の辞職もあり、今後、検討会をどのように進めていくか体制も含めて委員で意見交換を行いました。

委員から最も多く出された意見が、9月のペーパーレス化を目標に進めてきましたが、検討会として取り組んでいくことがまだ多いのではないかとということであります。今後、検討会が研修会などを開催して、議員がもっとタブレットを利活用していくべきということでありました。

例えば、委員が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどに感染して委員会に出席できない場合で、症状が軽く、自宅からの出席が可能な場合にオンラインで会議に出席できるよう、スマホとタブレットを使った会議への参加訓練やタブレットにある文書作成アプリやメモ機能などを活用した文書の作成、その作成した文書やタブレットで撮影した画像をメールで送信できるようにする使い方の研修などであります。最終的には、議員全員が自宅から委員会に参加し、開催することを目標としております。これには、賛否の取り方などまだまだルールづくりが必要と考えておりますので、まずは全議員にタブレット操作に慣れていただくことを今後も進めていきたいと思っております。

また、当面は3人で行っていくことも確認いたしました。また、何かありましたら、議会運営委員会とタイアップしていきたいと思っております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 ICT推進検討会の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては報告どおり決定いたします。どうぞよろしく  
お願いいたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えを願います。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時09分）

議長 再開いたします。

続きまして、第2次那珂市総合計画後期基本計画について、執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいた  
します。

それでは、全員協議会資料の第2次那珂市総合計画後期基本計画についてをご覧いただ  
ければと思います。

1 ページ目をご覧ください。

第2次那珂市総合計画の前期基本計画が本年度で終了するに当たりまして、令和5年度  
から5年間の後期基本計画の策定に取り組んでまいりました。前回8月23日の全員協議  
会において、この後期基本計画の素案についてご説明させていただきまして、その後も  
策定を進めてきたところでございますが、このたび第2次那珂市総合計画後期基本計画  
がまとまりましたので、ご報告をするものでございます。

まず、1の策定の経過です。

(1) 総合開発審議会から(5)一般市民、高校生及び大学生ワークショップなどを開  
催しまして、様々な分野、役割、世代を通してご意見をいただきながら進めてまいりま  
した。

2のパブリックコメントの実施については、8月29日から9月27日までの期間で意  
見を求めまして、ホームページへのアクセスが76件、素案に対する意見はゼロ件でござ  
いました。

3の今後の予定ですが、本日の議会への報告の後に、印刷製本の作業に入りまして、来  
年の3月には完了させて、配布をするということとともに、市民の皆様への周知につき  
ましては、4月に発行いたします「広報なか」の真ん中の8ページ分を使いまして、そ  
れを抜き取ると後期基本計画の概要版になるような形で市民の皆様へ配布をする予定で  
ございます。

それでは、本編の説明に移らせていただきます。

前回の素案の説明において、大まかにはご説明させていただいておりますが、改めて計

画のポイントとなる部分や、新たに加わった内容などを中心にご説明をさせていただきます。

ページ番号が2段になっておりますが、下のページ番号で18ページをお願いいたします。

このページでは、後期基本計画を策定するに当たってのまちづくりの目標を定めており、「住みよさプラス活力あふれるまち」と決めました。これは平成30年3月に策定した第2次那珂市総合計画で掲げている将来像の中にもある「住みよい」という本市の強みに加えまして、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも将来にわたっていい具合に田舎のこの場所で伸び伸びと暮らし、いい時間を過ごしながら一人ひとりがそれぞれの幸せを感じて、未来への希望を持てるまちとして発展するため、本市が持つ可能性を活かし、市民がにぎわい、活力であふれる市を目指していくとしたものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

3の計画策定の考え方でございます。

基本構想の理念や前期基本計画における取組の成果、自治体に求められている視点を踏まえた上で5つの考え方を取り込んで、後期基本計画を策定するとしたもので、前期基本計画には触れていない内容やより一層推進すべき新たな考え方など、今回の計画策定の柱、特徴とも言える5つのポイントでございます。

(1) 那珂ビジョンの後期基本計画への一体化、(2) 総合戦略など各種個別計画との調和、(3) SDGsの推進、(4) DXの推進、(5) 地域活性化につながる土地利用でございます。

次の22ページから29ページにかけまして、その5つのポイントの考え方を示しておりますので、後ほどご確認をいただければと思いますが、1つ抜粋をいたします。

29ページをお開き願います。

ここでは(5) 地域活性化につながる土地利用について記載をしております。国道118号の4車線化や茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備など、地域活性化の契機と捉えるとともに、那珂インターチェンジ周辺のまちづくりの方針を踏まえ、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を契機として長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指しますとしてございます。

次に、30ページ、31ページをご覧ください。

ただいまの5つの計画策定の考え方などについて、視覚的に分かりやすくインパクトのあるものにするために掲載したものでございます。策定委員会においては、素案全体について総花的で何に力を入れるのか見えづらい、重要施策を明確にする必要があるのではないかというご意見や、総合開発審議会では、現状維持をよしとしている感じを受け、発展していく那珂市というのが見えないのではないかと、わくわくする内容がワンポイント

トでもあればいいと思う、シンボリックな象徴的なものが必要などのご意見をいただきました。

総合計画につきましては、市全体の施策を大所高所から満遍なく記載することとなるため、どうしても単調になってしまいがちですが、その中でも後期基本計画の5年という期間で、まちづくりの目標で定めた「住みよさプラス活力あふれるまち」に向かっていく姿をイメージできるようなイラストを見せてはどうかと考えまして、掲載したものでございます。

イラスト入りで、白抜きで囲ってある部分につきましては、先ほどの計画策定の考え方の5つのポイントや重点事業、那珂ビジョン事業、総合戦略に該当する事業などに該当する内容を盛り込んでおります。

また、それぞれに記載がある説明文については、どうしても堅苦しくなってしまうので、それぞれの見出しにつきましては、もっと住みやすいまちへですとか、みんなで一緒につくるまちへなど、なるべく柔らかい表現で分かりやすさを意識して作成をいたしております。

後期基本計画の策定に当たって、このような視点を踏まえて、目標に向かってそれぞれの施策を取り組んでいくということをイメージしております。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

ここでは後期基本計画の施策の背景についてですが、背景につきましては、前期の基本計画を継続しまして、第1章のみんなで進める住みよいまちづくりから第6章の行財政改革の推進による自立したまちづくり、これら6つの施策の大綱とそれに伴います31の施策によって後期基本計画も推進していくものでございます。

次に、37ページからが各施策を進めるための方針などの内容となりますが、各章の主な部分につきましてご説明をいたします。

39ページをお開き願います。

まず、第1章のみんなで進める住みよいまちづくりからは、表の下の基本事業2、自治活動への支援と連携についての方針としまして、一番下の丸の自治会におけるICTの活用推進など、時代の変化に対応した自治会運営を支援しますとしました。

また、43ページをお開きください。

表の下の基本事業3、ICTの活用による地域の活性化の方針では、1つ目の丸で、買物支援や子育て支援、教育の充実などにICTを活用し、住みよさの向上と地域の活性化を図りますとしまして、デジタル技術の活用による支援と連携、さらには住みよさの向上や地域の活性化を図っていくという方針としてございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

第2章の安全で快適に暮らせるまちづくりです。

基本事業3の自然と生活環境の保全では、策定委員会や総合開発審議会においてソーラ

ーパネル設置と環境保護の関係についてご意見がございました。優良農地の保護とか、まとまった山林、貴重な平地林とかが保護されるというような記述になればよいのではというご意見を踏まえまして、表の一番上の丸の3行目になりますが、自然環境や生活環境、景観、防災に配慮するなどの助言や指導を行うとともに、必要に応じて要綱や協定書を見直すなど、適正な設置と管理に努めますという文書を記載しました。

また、78ページをお開きください。

基本事業1の適正な土地利用の推進の一番下の丸では、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりについては、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や、民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指しますとしまして、那珂インターチェンジ周辺の土地利用の検討について、改めてここでも記載をしております。

続きまして、91ページをお開きください。

第3章のやさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくりです。

上の表の基本事業2の子育てと就労の両立支援では、上から2つ目の丸で、就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育所の確保に努め、潜在的待機児童の解消及び質の高い保育を目指しますとしまして、子育て支援の充実について記載をしております。

次に、111ページをお開きください。

110ページからの続きになりますが、基本事業1、各種健康診査と予防事業推進になりまして、111ページの上から2つ目の丸で、新型コロナウイルス感染症対策については、蔓延を防止するため、予防接種や感染予防策の周知に努めるとともに、関係機関と連携して具体的な対応策を検討しますとしまして、昨今の新型コロナウイルス感染症についても触れ、今後も継続的に対応していくこととしてございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

第4章の未来を担う人と文化を育むまちづくりでございます。

基本事業1の学習指導体制の充実では、上から2つ目の丸で、児童生徒が生きた外国語に触れ、英語力を身につけられるように小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、コミュニケーション能力の基礎を養います。また、市立ひまわり幼稚園には、外国語指導助手（ALT）が常駐するなど、幼児期から外国文化や外国語に触れる機会を確保しますや、その3つ下の丸では、市学校教育情報化推進計画、市EdTechプランに基づき、小中学校におけるICT機器を活用した日常的及び自立的な指導を進めるとともに、児童生徒の学力の向上及び情報活用能力の育成を図ります。また、専門的技術や知見を要するICT支援員などを学校に配置し、教職員の支援体制の充実を図りますとしまして、次世代における子供たちが必要な力を身につけられるような教育を推進してまいります。

次に、142ページをお願いいたします。

第5章の活力あふれる交流と賑わいのまちづくりです。

基本事業1の農業の収益力向上の表の最後の丸では、生産性及び収益性の向上につながるIoTを活用したスマート農業への取組やICTを活用した農作物の販路拡大について先進事例を調査し、農畜産業者への情報提供に努めますとして、農業分野におけるDXの推進を図ってまいります。

その下の基本事業2の安全な食料の安定供給では、総合開発審議会においてSDGsやカーボンニュートラル宣言、みどりの食料戦略が出てきて、中身が環境保全型に向けた農政に転換した。その中でみどりの食料戦略など国の流れが1つか2つ欲しいというご意見を受けまして、一番下の丸の農作物の安定供給や農業の発展を図るため、環境負荷低減に配慮した持続的な農業に対する取組への支援に努めますという方針を追加いたしました。

続いて、146ページをお開き願います。

このページの中段には、商工業に係る成果指標としまして、販売額や従業員数などの推移を4つの指標として示しておりますが、昨年の令和3年度の経済センサス活動調査の結果が未公表であることや、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあると見込まれることなどから、中間目標値と目標値につきましては、現状値まで盛り返すという回復を見込んで、現状値と同じ数字と設定したところでございますが、総合開発審議会において、指標の横並びは意欲がない数字に見える、目標であるから右肩上がりにするというのを検討いただきたいというご意見をいただきました。

その後、事務局で確認したところ、下2つの工業分野の指標につきましては、今月、12月の下旬に数字が公表されるということが分かりましたので、担当課と調整しまして、数字の見直しを行いたいと考えております。

この数字の見直しにつきましては、担当課及び事務局で整理をしまして、総合開発審議会の砂金会長の了解を得て、修正をしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、155ページをお願いいたします。

第6章の行財政改革の推進による自立したまちづくりです。

基本事業5のデジタル化の推進と効果的な行政運営の1つ目の丸では、自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用など、デジタル化を推進することで、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていきますとしました。

さらに、161ページをお開きください。

中段の基本事業2の、より便利な行政サービスの構築では、2つ目の丸で、マイナンバーカードの普及啓発を進めるとともに、コンビニでの証明書交付や子育てに関するオンライン申請など、マイナンバーカードを活用した行政サービスを提供し、市民の利便性

向上と事務の効率化を図りますとしまして、デジタル技術の活用やDX推進による効果的な行政運営と市民サービスの向上を図ることに取り組んでいく方針としてございます。

次に、163ページからになりまして、資料編になります。

計画中の分かりにくい言葉の用語集やこれまでの策定経過、策定体制、市民との協働による計画づくり、また那珂ビジョンの取組と総合計画での位置づけなどを掲載してございますが、198ページをご覧ください。

ここには後期基本計画を策定するに当たって、令和4年8月18日付で、市長から総合開発審議会会長へ提出した諮問書と、総合開発審議会の場でこれまでに協議された内容をまとめまして、総合開発審議会の砂金会長から12月7日付で市長宛てに提出された答申書を掲載してございます。

以上、長くなりましたが第2次那珂市総合計画後期基本計画についての説明となります。

令和5年度から令和9年度までの市の施策や方向性を示した計画となりますので、この計画に沿ってしっかりと対応してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

議長 再開します。

続きまして、地方税統一QRコードを活用した市税の納付について、執行部より説明願います。

収納課長 収納課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、地方税統一QRコードを活用した市税の納付についてをご覧ください。

1ページをご覧ください。

初めに、1の概要でございますが、納税者の利便性の向上及び関係機関における事務負担の軽減のため、令和5年度から市税の納付書にQRコードを印刷いたします。QRコードは、eLTAXによる納税、金融機関窓口における納税、スマホ操作による納税に活用いたします。eLTAXとは、電子申告、電子申請、電子届出、電子納税といった地方税のオンライン手続のためのシステムでございます。

資料の3ページをご覧ください。

地方税のQRコードの活用の流れでございます。

右側の青の四角、地方団体である市はQRコードを印刷した納付書を左側の青の四角、納税者である市民等へ送付いたします。納税者には、先ほどご説明いたしました①e L T A X、②金融機関の窓口、③スマホのいずれかの方法により納付をしていただきます。

納税情報のデータは、e L T A Xの電子納税機能でございます共通納税システムを通じて地方団体である市に伝送されます。

続いて、4ページをご覧ください。

QRコード付きの納付書のイメージでございます。上側が現行の納付書の様式、下側がQRコード付きの納付書の様式でございます。中央下側の赤枠で囲んだ位置にQRコードを印刷いたします。

それでは、資料の最初、1ページにお戻り願います。

2番、背景でございますが、国の施策に基づきまして、(1)納税環境の整備や(2)地方税等の収納効率化、電子化を図るため、全地方団体におきまして一斉に行われるものでございます。

3番の活用の方法と効果でございますが、(1)e L T A Xを通じた納税におきましては、インターネットの専用サイト、地方税お支払サイトというものが設置されまして、そのサイトや、スマートフォンのアプリを使った方法がございます。

効果といたしましては、納税者の方は通信環境さえ整っていれば、納付の際の時間や場所の制限を受けずにいつでもどこでも納付が可能となります。また、納付手続が納税者本人で完結しますことから、市や金融機関において窓口等の事務の負担の軽減が図られます。

(2)金融機関の窓口の納付におきましては、納税者は指定金融機関や収納代理金融機関の市内支店だけでなく、全国の金融機関で納付が可能となります。納付情報が即座にデータ化されまして、紙の納付書の管理も不要となりますので、市や金融機関においてペーパーレス化ですとか、収納確認までの処理の期間の短縮が図られます。

4番の対象税目でございますが、個人の市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の種別割、国民健康保険税の5税、いずれも普通徴収分となります。

資料の2ページをご覧ください。

5の開始時期でございますが、令和5年の4月からでございます。

6の手数料でございますが、納税者は通信料等以外の負担はございません。無料でございます。市は、共通納税システムを運営しております地方税共同機構に対しまして、システムの利用料負担金としまして、1件当たり税別で33円を負担いたします。

7の留意事項でございますが、e L T A Xを用いまして、インターネットサイトやスマートフォンのアプリを利用して納付いただいた場合、領収証書は発行されません。また、軽自動車税の車検時に必要となります納税証明書が必要な場合は、市役所の窓口、税務課におきましてご申請をいただき、無料で発行をさせていただきます。

最後に、8のその他、今後の予定でございますが、本日の全員協議会でご報告させていただきました後は、来年の1月の下旬以降、市の広報紙やホームページ、SNS、チラシ等の各種媒体を活用いたしまして、納税者である市民の皆様に対しまして十分にご理解をいただけるよう、丁寧な周知を図ってまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

花島議員 いくつかお伺いしたいんですが、手数料として1件当たり33円というのを払うことになるという、市がですが、そのほかに負担はありますか。例えば、特定の取消しのソフトウェアを市のシステムに組み込まなきゃならないとか、こういう機器が必要だとかそういう、この33円以外の負担はあるんでしょうか。

収納課長 現段階で、国のほうからは、この利用料負担金以外について市の負担があるという通知内容は来ておりません。

以上でございます。

花島議員 次の質問ですが、QRコードというのは、結構狭いところにたくさん情報が入りますよね。それで、気になるのはセキュリティーなんですが、一方で簡単に読めちゃうわけですよね、普通のQRコードは。その辺、どんなふうになっているんでしょうか。つまり、もともとの納付書に書いてある情報だけだったら、文字で読むのと変わらないけれども、それ以外のことまで、例えば、何だっけ、マイナンバーとか、その他のセキュリティー上、問題の情報が入るのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

収納課長 QRに格納される情報でございますけれども、税目ですとか、納期ですとか、金額ですとか、納税に必要な情報を格納するということで、マイナンバーについては格納されないというふうに聞いております。

以上でございます。

花島議員 これは意見なんですけれども、便利になるのは非常にいいと思うんですね。それで今までだったらどこかに、金融機関なりどこかに行って、納付しなきゃならないから、書類が来たときにすぐ納入するというふうにはなかなかできないのが、ぱっぱとできるのでいいと思うんですが、一方でこういうシステム、この納税システムだから、若干トラブルがあっても大丈夫とは思いますが、例えば、何かの状況でインターネット回線が使えなくなるとか、そういうときに非常に弱いですよね。

ですから、別にそういうことがあってもこれまでの納付の仕方ができるというシステムだと思っているんですが、それでよろしいですか。

収納課長 議員おっしゃるように、QRコードだけになるということではございませんで、コンビニ納付ですとか、窓口の納付というのも引き続き納付できますので、もしインターネット、通信環境とか、そういったときにトラブルがあっても、QRできないというとき

は、代替えの方法で納付をお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

議長 ほかに。

古川議員 留意事項の中に、インターネットサイトやスマートフォンアプリを利用した場合の領収書は発行されないとありますね。対象税目の中に、国民健康保険税がありますけれども、例えば、国民健康保険税というのは社会保険控除が受けられますよね。そうすると、そのときに、例えば確定申告などで領収書を多分出しているはずなんですよ。それが領収書が発行されないということになると、どういうふうになればいいとかというのはわかりますか。

収納課長 現段階で具体的な方法を決定はできておりませんが、ご不便のないように関係課と調整はしたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

古川議員 ご不便がないようにというのは、どういう方法でご不便がかからないようになる、領収書が出ないわけですよ。領収書、確定申告等で添付できないわけですよ。ご不便かかっちゃうと思うんですけども、その辺が国税庁とかそういったところがなくてもいいよと言ってくれるんなら別ですけども。

収納課長 申し訳ございません。保険課のほうで、確定申告用の納税証明書をお出しできるということですので、軽自動車の車検用の証明と同じようにそちらをお出しして、申告の際にはお使いいただくというような方法が取れるかと思っております。

以上でございます。

古川議員 分かりました。納税証明書を取る手間を考えたら、納付書で払っちゃうのが一番ですよ。はい。

収納課長 失礼いたしました。ただいまの説明で、保険課というふうにご説明しましたけれども、税務課の窓口になります。訂正させていただきます。

以上でございます。

花島議員 領収書の件なんですけど、私、インターネットでアマゾンなんかでいろいろ買物しているんですけども、その都度発行されるわけじゃないんですけども、ちゃんと発行できるんですよ、PDFファイルとかそういう形式で。ぜひそれをやってほしいですよ。そうでないと有効度が若干下がってしまうと思います。

それから、納入したという証拠は、自分の手元にあるかないかというのは全然違うと思うんです。よろしくお願ひします。国に働くことになるかもしれませんが、はい、よろしく。

議長 ほかに。

寺門議員 大変便利そうにも聞こえるんですけども、なかなか支払いのパターンでそれぞれいくつか市民の皆さん持っていると思うんで、特に高齢者の方はインターネットをなか

なか使いづらい。アプリをこれ結局導入しなくちゃならないですよ。その辺の申込み等も大変手続等に悩むわけですし、健康保険のマイナンバーのカードのその健康保険証利用についてもそうなんですけれども、その辺の設定のサービス、それがやっていただけるのかということと、あとは全体的な話で、このシステムを利用することによって市としてどれだけそのメリットがあるのか。同じようにその納税者にとっても一番簡単な方法でいうことになるとは思うんで、その辺、どれぐらいの市民の方が便利だよというふうになるのか、その辺の割合ですね。

あとはもう一点、これ人的に窓口の人員が削減できるよ、そこまでいけるのかどうか、効率化できるのか、その辺についてちょっとご説明をいただきたいんですけれども。

収納課長 まず、ご質問の1点目のアプリの導入について、市側でフォローアップというか、そういったのをするということについては、現段階ではそのアプリケーションはその個人の利用状況によるところでございますので、現段階ではそういったフォローは考えておりません。

それから、2点目の市とか金融機関の事務効率の部分のお答えでございますけれども、その具体的な数量というのはちょっと実施開始してみないと分からない部分もあるのかなと思いますけれども、例えば、現段階でその金融機関で納付がありますと、市のほうに納付になったという情報が来るまでには、例えば、1週間とか数日間を要しておりますけれども、それがデータ伝送になることによって日数の短縮が図られますので、市側で納付を確認早くできるようになりますから、例えば、タイミングによっては納期ぎりぎりのときには、督促をお出ししなくて済むとか、そういった部分の事務の効率化というのは、市においてはあるのかなというふうに思います。

寺門議員 何か今までとあまり変わらないような気もしちゃうんですよ。特に口座振替なんかやっている方は、そのままもう何も来るだけでオーケーなんです。ということで、やはりその辺、ちょっともう少しメリットが出るよう、多分あるんだろうと思うんで、分かりやすく示していただきたいなということと、アプリのそのスマートフォンの導入については、マイナンバーカードの保険証の申請というのは、これやっていますよね、市のほうで。何でできないんですか。マイナンバーカードでやれるのに、何でこのシステムだとできないんですか。市のほうでそれぐらい支援してもいいと思うんですよ。いくら個人情報とはいえ、個人情報は目の前で今やっていますので、その辺は考えていただきたいんですけれども、いかがですか。

収納課長 高齢者の納税者の方とかもいらっしゃいますので、どうしてもその手続が分からないというのは、ご指摘のようにあるかとは思いますが。

ですので、今後窓口等でご要望をお伺いしながら、対応については検討をさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長 ほかに。

花島議員 度々すみません。ちょっと気になったんですが、要するにインターネット経由にして、それぞれにコストがかかるわけですよね。例えば、私が振り込んだときに銀行口座から多分、これ経由でやったときに、それぞれ各機関にどういうふうに入数料が入るのでしょうか。

それから、今、例えば金融機関から納付したときに、金融機関にどのように手数料が支払われているのでしょうか。その辺を知りたいです。

収納課長 データの送付1件当たりの手数料でございますけれども、市はご説明のように地方税共同機構のほうにまずはお支払いする形になりますので、各金融機関についてはその共同機構とのやり取りになろうかなと思いますけれども、ちょっと詳細については、この場では把握しておりません。

以上でございます。

花島議員 もう一回聞きます。今、例えば金融機関経由で振り込んだときに、金融機関にはどのように手数料が支払われているのでしょうか。

収納課長 金融機関に対しましては、市のほうから1件について20円をお支払いしているというふうに聞いております。

議長 ほかに。

笹島議員 ちょっと簡単な質問を聞きたいんですけれども、これ選択肢がいろいろ増えたということ、いいか悪いか分からないんですけれども、これ納付期限があります、みんなね。これ切れちゃった場合はどうなるの、これは。切れた場合の支払いというのは。

(「使えない」と呼ぶ者あり)

笹島議員 使えないよね。

(「ここに書いてある」と呼ぶ者あり)

笹島議員 書いてあるの、そうか。それどうしたらいいの、そうしたら。

(「窓口」と呼ぶ者あり)

笹島議員 そうすると、今度は窓口に行かなきゃいけないんでしょう。督促状が来るんでしょう、これ。もったいないよね。いや、必ずいると思うんですよ。私もよく忘れちゃうんで、支払うの。そのために生きているわけじゃないんで、すみませんけれども。

収納課長 まずは、その納期内にお納めいただけるようにご案内をさせて、お納めいただくということだと思いますけれども、納期を過ぎてしまったという場合には、納付書をもう一度お出しするとか、ご案内するとかして、納付していただけるようにご案内をしたいというふうに思っております。

以上です。

笹島議員 手間暇は今までと同じですよ。要は、期限内までに納付されていなければ、督促状を送って、プラス100円かな、割増して払わなきゃいけないですよ。今までのそれは

使えないですもんね。プラス100円ですからね。だから、それも結構あると思うんですよ、ないとは言わないですけども。何か面倒くさいことが増えているんじゃないですか。これどうなんですか、それ。

収納課長 ちょっと同じお答えになりますけれども、まずはそこは納期限内にお納めいただけるようお願いしていくということかと思えます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替え、お願いします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時52分）

議長 再開します。

続きまして、第3次那珂市環境基本計画（案）について、執行部より説明願います。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、全員協議会資料、第3次那珂市環境基本計画（案）についてをご覧ください。ご説明させていただきます。

1 ページ、1 の計画の概要でございます。

現行の第2次環境基本計画の経過期間が本年度末をもって終了するため、令和5年度からの新たな計画の策定に取り組んできたところでございますが、このたび計画案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

2 の策定経過につきましては、記載のとおりとはなりますが、環境審議会を3回、策定委員会を2回、ワーキング委員会を2回開催するなどして進めてまいりました。

3 のパブリックコメントについてでございますが、今月26日から来月24日までの期間で実施を予定してございます。

4 の今後のスケジュールでございますが、本日の全員協議会の後、パブリックコメントを実施いたしまして、皆様からのご意見等をいただき、修正等ございました場合には、再度ご報告申し上げ、3月には印刷製本及び配布を予定してございます。

それでは、計画の主な内容につきまして、計画書（案）に沿って説明させていただきます。

今回お示しします計画（案）につきましては、ワーキング委員会や策定委員会において協議、修正をし、環境審議会での審議を経て、庁議にて承認を得たものになっております。

説明につきましては、骨子案からの変更点などを含め、要点を絞らせて説明をさせていただきますと思います。また、ページ表示につきましては、2段書きとなっているとこ

るもごさいますが、下段のほうのページ数でご説明させていただきます。

それでは、10ページをお開き願います。

第1章、環境基本計画の概要の第3節、計画の位置づけでございます。

環境基本計画につきましては、那珂市環境基本条例第8条の規定により策定しており、市の最上位計画である那珂市総合計画の環境の分野を受け持つものでございまして、環境関連事業の方向性を示す計画となっております。他の施策に対する環境面の指針となるものであり、那珂市環境基本条例における基本理念を踏まえ、市の状況に応じた環境目標を定め、目標達成のための方向づけを明確にしたものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

第2章、環境の現状と課題の第2節、現状と課題でございます。

毎年実施している市民アンケート等、昨年度、本計画の策定に当たり実施した環境アンケートの結果を踏まえ、ワーキング委員会でまとめました課題を7つの項目に分けて記載をしております。

主なものを説明させていただきます。

19ページをお開き願います。

(2) 地球環境についての現状と課題になりますが、1つ目の丸印をご覧ください。本市に最も近い気象観測所であります水戸地方気象台の観測記録を見ますと、水戸市の年間平均気温は年々上昇傾向にあることが分かります。これは温室効果ガスの増加によるものと考えられます。

同じく5つ目の丸をご覧ください。本市では、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量、実質ゼロの実現を目指した取組を推進するゼロカーボンシティ宣言を令和2年7月に行っており、温室効果ガスの排出抑制を啓発する必要があることを挙げております。

23ページをお開き願います。

(3) 生活環境におきましては、1つ目の丸印をご覧ください。

令和2年度中の本市の一般廃棄物の排出量は1万8,498トンでございますが、国や県が減少傾向であるのに対し、本市では増加傾向にあり、ゴミの減量化が課題となっております。

同じく2つ目の丸印をご覧ください。本市のリサイクル率は、国や県と比較して低い傾向にあるため、リサイクル率の向上を図るため、資源物回収の分別収集、特にプラスチック分別収集の仕組みづくりが必要となっております。

主な現状と課題につきましては、以上でございます。

続きまして、35ページをお開き願います。

第3章、環境将来像と環境目標、第1節、環境将来像でございます。

「豊かな自然と暮らしが調和したやさしいまち」を環境将来像とし、市民、市民自治組

織、環境に関する市民活動団体、事業者、市等がそれぞれの役割を認識し、様々な連携、協働することにより市民が安心して住みよいまちを目指します。

続きまして、中段、第2節、環境目標でございます。

環境将来像の実現に向けて5つの環境目標を掲げております。環境目標1としまして、環境に関する教育・学習と意識啓発の推進、環境目標2といたしまして、脱炭素社会づくりの推進、環境目標3といたしまして、3R行動の推進による循環型社会づくりの推進、環境目標4といたしまして、自然と共生できるまちづくりの推進、環境目標5といたしまして、安心して快適な都市環境の保全及び創出でございます。

これら5つに関しましては、次のページ、36ページの第3節、計画の体系で、環境目標達成のために、環境目標ごとに取組の内容を定めております。

37ページをお開き願います。

第4章、目標達成のために取り組むことといたしまして、環境目標達成のために目標ごとに取組の方向性を定め、施策を実施するための主な取組を記載しております。先ほど、第2章の第2節でご説明申し上げました現状と課題に対しまして、特に重点を置いて取り組むべきことなどを市が行う主な取組と、市民及び事業者に望まれる主な取組に分けて記載しております。また、環境問題を取り巻く社会情勢を踏まえ、SDGsとのつながりを示し、計画の推進に評価するための評価指標を設定して、進行管理を行い、10年間で着実に取組を進めていくことといたします。

主なものを説明させていただきますと、37ページ、環境目標1、環境に関する教育学習と意識啓発の推進。

中段でございます。取組の方向でございます。市民、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、事業者及び市が目的意識を共有するとともに、それぞれが自らの責任と役割を理解し、協働により環境政策を推進します。

38ページをお開き願います。

3、市民への環境意識の啓発になりますが、1つ目の丸印をご覧ください。環境に関わる市民活動団体と連携して、市民への環境意識への啓発を図ります。

2つ目の丸印をご覧ください。本市の環境を守る市民、事業者の行動計画である、なかアジェンダ21が市民に浸透するよう取り組んでまいります。

39ページをお開き願います。

環境目標2、脱炭素社会づくりの推進でございます。第2章の現状と課題でもお伝えしましたが、本市では、令和2年7月に、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指した取組を推進するゼロカーボンシティ宣言を行っております。

評価指標といたしまして、2つございますが、令和12年度の目標値については、現時点では未設定としております。日本は、気候変動リーダーサミットにおいて、令和12年度、西暦では2030年に平成25年度比、西暦では2013年度比でございますが、温室効果ガ

ス排出量を46%削減する年度設定をしております。

本市の目標値に関しましては、表の下に記載しましたとおり、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定時に再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進等による削減効果を分析及び推測いたしまして、達成すべき目標を設定することとしたものでございます。

次のページ、40ページをお開き願います。

市が行う主な取組でございますが、1といたしまして省エネルギー化を推進してまいります。

次のページ、41ページをお開き願います。

2といたしまして、再生可能エネルギーの導入の推進につきましては、特に太陽光発電の設置について各委員から環境への配慮等のご意見もございました。今後、太陽光と環境の両立に関しましては、社会動向などを注視しつつ、様々な課題について把握し、より適正な設置及び管理ができるよう、調査検討をしてまいります。

中段になります。3といたしまして、公共施設における率先的な地球温暖化防止対策の推進をしてまいります。

下段になります。4といたしまして、気候変動対策の総合的な推進をしてまいります。

次のページ、42ページをお開き願います。

市民及び事業者に望まれる主な取組といたしましては、脱炭素社会づくりにつながる具体的な取組を挙げております。

次のページ、43ページをお開き願います。

環境目標3、3R行動の推進による循環型社会づくりの推進でございます。中でもゴミの減量化につきましては、現状と課題にも取り上げましたとおり、今後は市として着実に進めていく必要がある項目となります。ゴミの減量化につきましては、環境審議会においても多くの委員から、生ゴミの量が可燃ゴミ排出量に大きく影響している、水分を減らす取組が必要との意見がございました。

市といたしましては、生ゴミの減量のため、水分を減らす、また紙類の分別をするなどの意識啓発や資源の再利用及び再資源の推進、適正なゴミの収集及び処理を行ってまいります。

続きまして、51ページをお開き願います。

第5章、地域気候変動適応計画でございます。この計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づき策定しており、環境課題である気候変動の適応に関する本市の地域気候変動適応計画を示しております。

(1) 適応に関する基本的な考え方。

①国や県の影響評価結果でございます。国では、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生体系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活といった

7分野について、気候変動の影響に関して現状と将来の影響と適応の基本的な施策を示しました。

県では、その中でも茨城県で特に影響が懸念される5つの分野について計画を策定していることから、本市においてもこれら国・県の計画との整合性を図り、策定いたしました。

次のページ、52ページをお開き願います。

②本市で進めるべき対策の分野でございます。地域特性を考慮しつつ、国の気候変動影響評価手法を参考にしながら、今後重点的に取り組む分野と項目を選定いたしました。

次のページ、53ページをお開き願います。

(2) 将来の気候変動影響と主な対策でございます。

農業・林業、水環境、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野の項目について、これまでに生じている影響、将来予測される影響、影響に対する適応策を記載しております。

63ページをお開き願います。

骨子案にはございませんでしたが、推進体制と進行管理を第6章として加えてございます。63ページでは、計画の推進主体と65ページからは、P D C Aサイクルによる計画の進行管理について記載しております。

続きまして、68ページをお開き願います。

こちらから資料編になります。

次のページから、各環境目標で評価指標といたしました項目の設定方法、各種の統計資料、令和3年度に実施しました環境に関するアンケートの調査結果、関係法令、この計画に関わりました環境審議会、策定委員会、ワーキング委員会などを掲載しております。

109ページをお開き願います。

こちらから113ページまでが用語集になります。なお、用語集に掲載した用語につきましては、本文中の分かりにくい用語の後ろにアスタリスクをつけてございます。

続きまして、114ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、那珂市地球温暖化対策実行計画事務事業編（案）でございます。こちらは骨子案では、当初、環境基本計画の中に盛り込む予定としておりましたが、事務事業編につきましては、那珂市役所としての計画、いわゆる一事業所としての計画になりますので、全体の基本計画とは分けて策定することといたしました。今後、管財課や関係各課と協議調整しながら、年度内に策定してまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行の入替えをお願いいたします。

再開を11時20分といたします。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時20分）

議長 再開いたします。

続きまして、区域指定見直し検討調査の進捗状況について、執行部より説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の渡邊と申します。ほか4名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の全員協議会資料のほうをご覧ください。

区域指定見直し検討調査の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、事業概要と経緯でございます。

区域指定制度とは、市街化を抑制する区域である市街化調整区域であっても、一定の要件を満たす既存集落であれば出身要件を問うことなく、誰でも住宅等の開発許可を受けることが可能となる制度で、本市におきましては都市計画法第34条12号区域指定について運用しているところでございます。本事業は、12号区域指定の効果を把握するとともに、当初、11号区域指定の導入を見送った経緯を踏まえ、11号区域指定の必要性や導入に伴う過度な住宅化や市街化区域への影響を検証し、那珂市総合計画、那珂市都市計画マスタープラン、那珂市立地適正化計画等の上位計画の整合性を考慮した方針を定めるものでございます。

次に、本事業の検討を行うための体制でございますが、那珂市都市計画審議会のほか、庁内の関係部署の部長による区域指定制度検討委員会と関係各課の総括補佐級による区域指定制度ワーキングチームにより調査検討を行っているところでございます。

本日のご報告の内容でございますが、各会議等における委員の方々と、調査、検討、協議を行っておりますが、調査の結果明らかとなった制度導入前から現在、そして将来を見通した各種データ等についてまでを、資料を基に現段階の進捗状況としてご報告いたします。

4ページをご覧ください。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

今回の区域指定見直し検討調査の報告の前に、区域指定制度と立地適正化計画の概要をご説明したいと思います。

初めに、区域指定制度についてでございますが、本市においては昭和46年に、秩序ある計画的なまちづくりを進めるため、いわゆる線引きにより市街化区域と市街化調整区

域に分け、市街化区域を中心にまちづくりをはじめ、市内の人口は大きく増加してまいりました。

しかし、近年の全国的な少子高齢化による人口減少は、本市においても例外ではなく、既存集落のコミュニティーを維持することが困難となっている地域もあったことから、平成29年4月に区域指定制度を導入いたしました。この区域指定には、市街化区域と一体的な日常生活圏が構成されているおおむね1キロメートル以内の調整区域に適用する11号区域と、その区域以外の市街化を促進するおそれのない調整区域に適用する12号区域がございまして、いずれの制度につきましても既に集落が形成されており、新たな公共投資の必要のない区域であることが前提となっております。

次に、当時12号区域指定のみ導入した理由でございますが、茨城県における開発許可制度には、出身者の要件について、適法に10年間居住していれば出身者とみなし、その地区の出身者として隣接の大字までの範囲で住宅を建築することができる要件がございまして。これにより市街化区域から1キロメートル以内の調整区域に適用する11号の対象となる区域に市街化区域出身者を中心に多くの住宅が建設されているという状況にあり、これ以上の緩和は市街化の形成に影響があると懸念をいたしました。

これらのことから市街地の拡散や求心力の低下を未然に防ぎつつ、既存の集落のコミュニティーの維持、保全を図るため、市街化を促進するおそれのない12号区域の指定のみ導入を行った次第でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

立地適正化計画について、概要をご説明いたします。

那珂市立地適正化計画は、人口の減少や少子高齢化が一層進むと見込まれている中で、市全域において中心拠点や地域拠点に人口を緩やかに誘導することにより、適正な人口密度を維持し、社会、経済の情勢、変化に対応した持続可能な集落型のまちづくりを目指すために、令和4年3月に策定をされました。

本計画は、市街化区域内に都市機能を誘導する区域と、居住を誘導する区域を定め、人口が減少する中でも一定の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティーの持続的な確保を目指すものでございます。

なお、本計画では、市街化調整区域等の考え方についても述べております。

6ページをご覧ください。

本計画における市街化調整区域等の考え方でございますが、本計画は誘導区域以外に住居を制限したり、誘導区域外の居住者を区域内に強制的に移転させ、全ての人口を誘導区域に集約するものではございません。新たに市内に転入を希望される方々を中心に、都市機能が一定程度整備されている誘導区域内に緩やかに誘導するものでございます。

これらのことから市街化調整区域など、居住誘導区域以外の区域におきましても、豊かな田園環境やゆとりある居住環境を生かした生活ができるよう、引き続き適正な開発許

可制度の運用を行い、既存集落の維持、保全に対する取組を進めていくものとしております。

7ページをご覧ください。

それでは、改めまして区域指定見直し検討調査の報告をさせていただきます。

今回、区域指定制度の見直しを行っていく上で、我が国及び那珂市の人口がどのように推移し、変化していくのかをご説明いたします。

最初に、我が国の人口の状況ですが、こちらは国土交通省がよく使っている指標になります。表にありますように2008年をピークに減少していき、2050年には約1億人へ、さらに2100年には終戦時と同程度以下まで減少すると推測されております。

8ページをご覧ください。

こちらの表は、国・県・那珂市の人口推移でございます。2010年を1といたしまして、その減少率を表しております。ご覧のように、日本全体の人口が減少を続け、本市においては2045年に4万5,000人を下回ることが予想されております。また、2025年には、市の公共施設の面積比で、半数が築40年を超えていくことから、これらに対する修繕や改築等の維持管理コストの増大が予想されております。さらに、2030年には、市内の女性の60%が50歳以上になると予想されております。

これらのことから人口の減少により、サービス機能の低下や生活利便性の低下、さらには地域の魅力の低下を招き、それらによってさらなる人口減少を招くことが懸念されております。

お手数ですが、7ページにお戻りください。

上段をご覧ください。以上のように、我が国の人口は長期的に減少し、かつ高齢化をしていくことが明らかであり、一方で公共施設等のインフラの維持費の増加などから地方財政の影響が予想されるとともに、近年、災害の激甚化も指摘されており、今後、地域における暮らしをどのように維持していくかについての議論が避けられない状況になっております。

9ページをご覧ください。

こちらの図は、各生活利便施設が維持されるのに必要とされる人口を表したものになります。小売業や飲食サービス業は、どの程度の人口の規模で経営が成り立つのかを表しております。ご覧のように人口が減少しますと、立地される業種が減少していくのがお分かりになるかと思えます。

このようなことから上段にありますように、地方において生活利便性を維持するためには、一定の人口の維持が必要となってまいります。

10ページをご覧ください。

もう少し那珂市の人口について見てみたいと思います。下段の表をご覧ください。こちらは本市の人口と世帯の推移でございますが、人口は平成12年をピークに微減傾向を示

しております。その一方で世帯数については増加しており、これは世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。

11ページをご覧ください。

下段の表をご覧ください。こちらの表は、本市における近年の人口動態を示したものです。先ほど、本市の人口は微減傾向とご説明いたしましたが、転入、転出の動きを表す社会動態は増を保っております。

一方、少子高齢化に伴い出生死亡の動きを示す自然動態の減が年々大きくなっており、社会動態の増を上回っているため、人口は減少となっている現状です。

12ページをご覧ください。

上段の図は、市内の人口分布をメッシュ上に表したものです。市街化区域である菅谷市街地に人口が集積し、人口集中地区が形成されております。このような人口集積と密度により、都市の利便性を確保されているという状況が見られます。

次に、下段の表をご覧ください。こちらは区域区分的人口の推移で、令和2年、市街化区域と調整区域の人口割合は、全体人口の約4割が市街化区域、6割が調整区域に住んでいるという状況になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

こちらは先ほど区域区分別人口の推移をグラフにしたものです。平成7年から四半世紀ほどわたる推移ですが、市街化区域と調整区域との人口の割合は、それほど変化がないことがうかがわれております。

14ページをご覧ください。

こちらは那珂市の将来人口推計をグラフにしたものです。15ページにかけて、将来の人口推計とその年齢構成を表で表しております。年齢構成から見て、出生率が大きく改善したとしても長期的に人口が減少するのは避けられないことが推計されております。

お手数ですが、いま一度10ページにお戻りください。

以上のように、現在本市は、菅谷市街地を中心に人口が集積し、都市的利便性が確保されているところです。これを維持していくためには、人口の集積が不可欠ですが、今後人口の減少が予想される中で、現在の都市的利便性が維持されるためには、どこに居住を誘導するかを議論しなければなりません。

16ページをご覧ください。

先ほど、社会動態の人口増をお話いたしましたが、それらの動きはどのようなものなのかをご説明いたします。

下段の表をご覧ください。こちらは2020年度から2021年度までの2年間、市外からの転入者を地区別、区分別にまとめたものです。転入者の約55%が市街化区域に転入にしている一方で、調整区域へも約45%の転入が見られる状況です。そして、調整区域の中でも区域指定制度を行っていない11号区域に該当する区域全体では、調整区域への転入

者の約半分である739人の方が転入しており、その中でも后台は206人の大きな割合を占めております。

17ページをご覧ください。

こちらは市内各地区において、平成27年度と令和2年度の人口増減の内訳を比較したものです。黄色い着色の部分は、11号区域の対象に該当する住居系市街化区域から1キロメートル圏内を含む大字を染めております。多くの地区で少子高齢化により自然増減が減となって、人口も減となっているところですが、表右側中ほどの社会増減に注目していただきますと、社会動態では増となっている大字もございます。ほとんどが11号区域に該当する大字になっており、表では茶色に着色したところとなっております。

18ページをご覧ください。

上段の図をご覧ください。こちらは2020年度から2021年度まで市外から市内への転入の動きを図に落とししたものでございます。線の太さと円の大きさを示しております。やはり菅谷の市街化区域への転入が多いのですが、ひたちなか市から調整区域である后台地区への転入が多く見られております。

続きまして、19ページをご覧ください。

この転入者を含めた方々の許可の状況を見てみたいと思います。こちらは平成28年度から令和3年度までの調整区域における許可の状況になりますが、后台地区で見ますと106件の許可があり、そのうち62%の66件が10年居住要件による許可となっております。隣接大字を含め10年間適法に居住された方、または適法に過去にされていた方がこの后台地区に許可を取り、住み始めていることとなります。

お手数ですが、16ページにお戻りください。

これらのことから、特に菅谷地区の市街化区域周辺の調整区域で社会動態による人口が増加していることから、この傾向について今後、どの程度まで許容すべきなのか。そして、これまで市街化区域への投資や人口減少が進む社会の中でのコンパクトシティの形成、将来的な財源の見通し、都市の維持コストなどを考慮した那珂市全体の共通認識が必要になると考えているところでございます。

22ページをご覧ください。

次に、市外からの転出転入に対しまして、市内から市内への移動を転居と申します。その転居の状況を見えます。表の青いラインと赤いラインが示しますように、市街化区域から市街化区域への転居が減少し、市街化区域から調整区域への転居が増加している状況になります。特に下段にもありますように、調整区域から市街化区域に転居するよりも市街化区域から調整区域に転居する数が多くなっている状態になっており、既に調整区域への宅地のにじみ出しが見られる状況にあると言えます。

23ページをご覧ください。

このように市街化区域から調整区域への流出が超過している中で、今まで投資を行って

きた市街化区域内の土地の利用はどのような状況になっているのかを調べてみました。この表から見ますと、宅地として利用されていない非宅地は、菅谷地区、瓜連地区ともに20%以下になっていることから、市街化区域への宅地化は順調に進んでいると言えますが、今後、この市街化区域をどのように維持していくかが課題となってまいります。

次に、24ページと25ページを併せて見ていただければと思います。

こちらは菅谷地区の平成23年と令和2年の宅地の状況を示したものになります。ご覧のように非宅地を示したものが赤色の部分が減り、宅地を示した黄色の部分が増えているのがお分かりになるかと思えます。

次に、26、27ページが瓜連地区の土地利用の変化になります。

次の28、29ページが平野地区の土地利用になっております。なお、平野地区で赤い非宅地が多くなっておりますが、これは大部分が斜面地の部分でございます。宅地に利用されていない部分は、ほぼないような状態になっております。

次に、30ページをご覧ください。

こちらは区域区分ごとの新築着工件数、空き家件数、ひとり暮らしの高齢者世帯数をまとめた表になります。市街化区域と調整区域の新築着工件数は、ほぼ同程度となっておりますが、空き家の件数は調整区域が市街化区域の約4倍となっております。ひとり暮らしの高齢者世帯数などに鑑みて、今後も少子高齢化が進むことを考えれば、空き家の件数は増加することが予想され、今後の空き家の利活用に対する検討などが必要となっております。このことから、市街化区域周辺の調整区域への転入と懸念される空き家の増加の活用をどのように評価検討していくかが今後の課題となっております。

34ページをご覧ください。

こちらの表でございますが、市街化区域と調整区域の参考投資額を概算で示しております。投資額は調整区域が市街化区域の約2倍となっておりますが、市街化区域は都市の基盤である道路、公園、下水道などを優先的に整備しておりますので、ヘクタール当たりの投資額は調整区域の約5倍となっております。

このように、市街地を優先的に整備、投資を行っておりますが、この投資を今後どのように活用していくのが検討の必要となっております。

続きまして、35ページをご覧ください。

これまで人口と市街化調整区域の現状につきましてご説明を差し上げてきたところです。それらを踏まえまして今後の論点として4点挙げさせていただいております。

1点目として、市街化区域の投資をどうするかでございます。市街化区域につきましては、これまで計画的な社会基盤の整備投資を行ってきたことから、人口や生活利便施設が集積しておりますが、近年、市街化区域内にひとり暮らしの高齢者や空き家が見られるようになりました。一方で、既に周辺の調整区域への宅地のにじみ出しが始まっております。

このような状況の中で市街化区域の生活利便施設を維持するためには、一定の人口規模と密度が必要であり、なおかつ車に依存せず利用できるようにするためには、人口の集約化が不可欠であることから、今後の市街化区域の投資をどのようにするかについて検討が必要であります。

2点目としまして、市街化調整区域へののにじみ出し、いわゆる宅地の拡大をどう評価するかでございます。本市では、現在の開発許可制度の中でも調整区域への宅地化は進行しているところです。

このような状況の中で、今後、人口、世帯数の減少を踏まえ、これらの現状のままとするのか、抑制するのか、もしくは促進するのかの検討が必要となります。その際、単に人口の増加の期待だけではなく、調整区域への人口の分散は新たなインフラ整備等における財政の負担増の要因にもなることを理解する必要があると考えます。

3点目としまして、空き家の増加をどう評価するかでございます。現時点におきましても、調整区域の空き家の数は市街化区域の4倍となっております。空き家の増加は、人口、世帯数が減少していく中では避けられない面ではございますが、地域の活力の低下につながるおそれがあると考えられています。

これらのことから、空き家の増加をどう評価するかを検討し、適切な対策を行う必要があります。

最後に4点目といたしまして、今後の人口の見通し及び那珂市立地適正化計画との整合でございます。先ほどもご説明をいたしましたが、我が国の人口は長期的に減少すると推計され、特に若年層の減少は世帯数や住宅需要の減少要因となっております。このため本市の都市計画においては、那珂市立地適正化計画を市の方針及び推進すべき施策として策定し、市街化区域、特に立地適正化計画で定めた居住誘導区域をコンパクトなまちづくりを実現するエリアに位置づけ、市外から転入者の重点的な受皿としております。

このことから、那珂市立地適正化計画との整合を図り、良好で機能的な生活基盤を形成する必要があることから、投資の集約を含めた検討を進める必要があると考えております。

36ページをご覧ください。

繰り返し申し上げますが、今後、人口の減少や高齢化、特に生産年齢と言われる若年層の減少に伴い、税収の大きな伸びが期待できない状況になります。このような中でインフラの維持や更新、社会保障費の増加などにより、市の財政はより厳しくなることが予測されております。さらに、まちづくりの方向性によっては、地価への影響が大きくなり、固定資産税や都市計画事業の財源である都市計画税も大きな影響を受ける可能性があります。

このような状況の中で、生活に必須である生活利便施設の集積を維持し、市の活力を保

ち、今後も持続できるように、経営の観点での検証が必要となってまいります。

以上のことを基に、今後ワーキングチーム及び検討委員会の方々と検討、協議を進めてまいります予定でございます。

繰り返しとなりますが、本日の報告は、各会議等における進捗状況や制度導入前から現在、そして将来を見通したデータについて調査したことのみ資料を基にご報告をさせていただきました。

今後の検討内容や方針につきましては、次回以降の全員協議会でご報告させていただきます。

お手数ですが、最初の1枚目にお戻りください。

最後に3、今後のスケジュールとなります。

次回、年が明けまして1月24日の全員協議会におきまして、今回の内容に続き、今後の都市経営の見込みと課題について、11号区域指定の導入の判断と12号区域指定の考察等を中心にご説明させていただきます。また、3月の全員協議会におきましては、区域指定制度の評価を踏まえた方針についてご報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございませんか。

花島議員 区域指定の見直し前の基本的な認識というか、だと思うんですが、ちょっと私、違うなと思っているのは、要するに車社会が成り立たなくなるという考えはちょっと違うかなと思っているんですよね。

私自身は、こういう総合的なことを考えた上で周辺地域に一定の活性化を用意する。それから、菅谷地区を染み出しがあるのはそれはしようがないけれども、周りを区域指定にする必要はないかなと思っています。

何でそう思うかという、基本的にあまり集約すると社会の構造そのものは何かに弱いんですよね。例えば、この間の震災とか、ウクライナの方、戦争なんかになったときに、何かインフラが破壊されたら、非常に弱くなると思います。だから、何ていうかな、一見コンパクトシティとってサービスを供給する便宜だけ考えているという感じがするんです。

ただ、周辺地域、私の考えでは、周辺地域に市街化区域、菅谷地区の中心部みたいな利便性を与える必要はないと思っているんです。むしろそうじゃなくて、その中で普通に生活していける方法を講じていくというのが一番いいかなと思っているんです。

だから、そもそも区域指定がどれだけ必要かというのも、私としては最初から要らないというわけじゃないんですが、本当に必要かといったらちょっと疑問に思っていたんですが、区域指定の範囲を今さら広げてもしようがない。それよりも今の空き家対策とか、いろんなものをやれる範囲でどんどんやっていくほうがいいと思っています。

いろいろな背景のとおり、何ですかね、調査して、確認をしながら見直しを進めていくということには賛成です。

以上です。

議長 答弁は要りませんか。

(なし)

議長 ほかに。

笹島議員 これ前は11号だけやったということで……

(「12号」と呼ぶ者あり)

笹島議員 12号か、ごめんなさい。これは、あれ区域指定は24か所だっけ、17か所だっけ、ちょっと忘れちゃったんですけれども、これを今度は拡大していくのか、縮小していくのかな、どちらかに方向性は。

都市計画課長 区域指定について拡大していくのかという、今ご質問であったと思います。

これにつきましては、現在のところ、区域指定、那珂市の中で取れる12号区域につきましてですけれども、12号区域につきましては、取れる範囲で現在は取っている状態になっております。

ですので、今現在がもう目いっぱい区域、要件の中で取れる区域指定のエリアになっておりますので、現状としてはこれ以上の拡大はないのかなというふうに今考えているところです。

笹島議員 あれ、ごめんなさい、今、17か所でしたっけ、区域指定した、24か所だっけ。

都市計画課長 すみません、区域指定の数の話ですか。今現在、13か所になっております。

笹島議員 そうすると、その13か所をどう、うまくいっているの。

都市計画課長 その今の状況につきましては、区域指定の要件のある許可は市内全体で79件の区域指定の許可をやっておりまして、全体の17%がこの区域指定の許可によって住宅を建築しているというような形になっております。

笹島議員 そうすると、13か所だけれども79件、これある程度特定された地域、多分中台地区ですよ、主にその数が多いのは。ほかはぱらぱらということだと思うんですけれども、これはもう縮小していくのかな、そうすると、効果がなかったということで。

都市計画課長 この方針につきましては、現在、検討中でございますので、次回の全員協議会等でご説明ができるかと思っております。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩(午前11時50分)

再開（午前11時51分）

議長 再開いたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長より報告を願います。

武藤議員 さる12月14日の原子力安全対策常任委員会で、決定した事項について報告いたします。

原子力安全対策常任委員会（市民の皆様の声聴く会）の開催についてです。

これは令和2年11月21日に開催しておりますが、そのときは市外の方の発言も多かったことから、今回は市内在住もしくは在勤、在学の方を対象として東海第二発電所の再稼働に関する率直な意見を伺うことにいたします。

予定日付は、令和5年2月23日の木曜日、祝日で天皇誕生日となっておりますが、午前と午後の2回に分けて開催の予定です。午前は、ふれあいセンターよこぼりの午前10時、午後はふれあいセンターよしの、午後1時30分です。

周知の方法は、議会だより、ホームページのほか「広報なか」、SNSで周知します。参加者につきましては、議員と語ろう会と同様に事前の申込みは不要、関心のある方のみの参加です。

主催は、原子力安全対策常任委員会ですが、参加を希望される議員の方は前回同様にご自由に参加できますのでご案内申し上げます。

以上、報告いたします。

議長 武藤委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

（なし）

議長 ないようですので、原子力安全対策常任委員会の報告については終了といたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 私のほうから2点ご連絡のほうがございます。

まず1点目なんですけれども、友好都市交流として横手市の議会のほうを訪問している件になりますが、横手市議会より新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、交流事業のほうを見合わせたいとの連絡がございましたので、今年度につきましては中止になりますので、よろしく申し上げます。

2点目につきましては、1月の全員協議会の開催日になります。

1月24日火曜日、午前10時からになりますので、近くなりましたらラインワークスのほうで通知のほうをいたします。

また、この日に執行部のほうから臨時会開催について申出がございますので、臨時会開催の可能性がございますので申し上げます。正式に決定しましたら、ラインワークスのほうでお知らせします。

以上になります。

議長 この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前11時54分）

令和5年3月15日

那珂市議会議長 萩谷 俊行